

国立大学法人東京医科歯科大学における研究費の 不正使用防止に関する基本方針

（ 令和 4 年 4 月 2 6 日
制 定 ）

本学は、研究費の不正使用を防止するため、研究費の運営・管理を含む研究活動に関わる全ての構成員（以下「全ての構成員」という。）が遵守すべき基本方針を次の通り定める。

- 1 不正使用防止対策に関する責任体制を明確化するとともに、学内外に周知・公表する。
- 2 研究実施及び研究費執行に関する事務処理手続きのルール及び事務処理に関する権限と責任について明確化するとともに、全ての構成員の意識向上を図り、不正に対する抑止機能を備えた環境の構築を図る。
- 3 不正使用を発生させる要因を把握し、研究活動不正防止計画を策定・実施することにより、全ての構成員の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止する。
- 4 研究費の使用に関するルールを明確に定め、適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
- 5 研究費の適正な管理のため、全学的な視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。

附 則

この基本方針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。